

鶴ヶ島市農業交流センター有料広告掲示基準

(平成17年12月20日決裁)

1 趣旨

この基準は、鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱(平成18年告示第79号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 掲示場所

広告の掲示場所は、鶴ヶ島市農業交流センター(以下「農業交流センター」という。)の情報交換室南側壁面とする。

3 掲示規格

掲示できる広告の大きさは、縦728mm×横1,030mm以内とする。

4 掲示方法等

(1)広告の形式は、ポスター形式とする。ポスターの厚さは、広告掲示用パネルの許容範囲を超えないものとする。

(2)掲載者は、広告の掲示及び撤去を行うにあたり、農業交流センター職員の立会いを受けなければならない。

(3)農業交流センター所長(以下「所長」という。)は、掲載者が速やかに広告を掲示できるよう配慮しなければならない。

(4)所長は、広告の掲示場所が次の状態になったときは、直ちに掲載者へ連絡し改善させなければならない。

ア 広告が掲示不能になったとき

イ 広告の掲示が業務に著しく支障をきたす状態となったとき

ウ その他広告の掲示が適切でないとき

5 掲示期間

広告を掲示できる期間は、1年とする。ただし、掲載者が希望する場合は1月単位とすることができる。

6 募集枠数

掲示する広告の枠数は、3枠とする。

7 広告の掲示に係る料金

広告の掲示に係る料金は、1 枠年額 60,000 円(1 月単位で掲示するときは、月額 5,000 円) とする。

8 広告の掲示に係る料金の納付

- (1) 広告の掲示に係る料金は、原則として通知後 14 日以内に納付するものとする。
- (2) 農業交流センターの都合により、掲示を認めた期間前に広告を掲示するときは、期間前に係る広告の掲示に係る料金は徴収しないものとする。

9 広告の掲示に係る料金の還付

- (1) 掲載者の責めによらない理由により、掲示月の 16 日以上において広告を掲示できなかったときは、広告の掲示に係る料金の月額を還付するものとする。また、掲示月の 15 日以下において広告を掲示できなかったときは、広告の掲示に係る料金を還付しないものとする。
- (2) 前項の規定により還付する広告の掲示に係る料金には利子を付さない。

10 広告内容

広告のデザイン及び内容などは、農業交流センターのイメージを損なうことのないよう、掲載者と調整してから掲示するものとする。また、次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 個人名が記載されていない。(個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く。) こと
- (2) あたかも市、国及び他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与える恐れがないこと。
- (3) 広告物の表面に著しい凹凸がないもの。
- (4) 広告物に発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しないもの。
- (5) 広告物に著しい厚みがないもの。

11 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

12 適用

この要領は平成 18 年 3 月 1 日から適用する。